

III 指標策定の視点

1 指標策定の方向性

教育公務員特例法の規定により、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする」とされている。

前述のとおり、本県では、これまでマスタープランを教員研修の指針として活用し、教員の資質能力の向上を図ってきた。このマスタープランは、本県の教員に求められる「7つの資質能力」ごとに「4つの教職経験段階」において必要とされる具体的な要素を示すものとなっており、国が指針で示している「指標の内容」や「職責や経験等に応じて成長段階を設定する」という点においておおむね相応するものとなっているため、本県の指標は、本県教育の現状や課題等を踏まえつつ、マスタープランを生かし、発展させる形で策定する。

また、指標は、国の指針に基づき、本県の県立の中学校・高等学校・特別支援学校と仙台市を除く市町村立の小学校・中学校・義務教育学校に所属する、本県の任命権に係る校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭を対象として策定する。

なお、指標は、学校種ごと又は職ごとに策定するのではなく、上記の対象者に共通して求められる基礎的・基本的な資質能力を示すものとするとし、それぞれ勤務する学校種又は自らの職の特性等に応じた資質能力が求められる場合は、自ら自発的かつ積極的に学び、必要な資質能力を身に付けることを求めていく。その意味で、指標においては、マスタープランの副題とされている「学び続ける教員」の姿を、引き続き本県の校長及び教員に求められる資質の根幹として位置付けていく。

※ この後、特に断りがない限り、指標の対象者は「教員」と表記する。

2 東日本大震災による影響への対応

震災の教訓から、学校における防災教育の推進体制を整備し、震災の記憶を風化させることなく、子供たちが防災に関する知識を身に付け、災害の発生に備えるため、地域と連携した防災教育に取り組んでいくことが必要である。

被災地や家庭の環境の大きな変化が子供に大きく影響を残している実情から、長期的な視点に立って子供たちの心理的ケアを支えるために、教員が支援技術を

身に付ける必要がある。また、学校と地域の連携によって、地域の子育て機能を強化することが求められていることから、学校と地域の連携による子供の心のサポートに取り組んでいくことが求められる。

3 学校運営能力の養成

教員の大量退職、大量採用の影響等により、教員の経験年数の均衡が崩れ始め、これまで学校現場において築き上げてきた知識・技能を次の世代に伝承していくということが期待できなくなる状況があるため、継続的な研修を充実させていくための環境整備が必要となるほか、学校内でリーダーとなり得るミドル層の教員の減少に伴う管理職の若年齢化に対応するため、早期の学校運営能力の養成が必要である。

また、校長のリーダーシップの下、「チームとしての学校」を実現するため、管理職やミドルリーダーを積極的に養成することが求められる。

4 新規に採用する教員に求める資質

国の指針により、指標で設定する教員の成長段階には、必ず「新規に採用する教員に任命権者が求める資質」を第1段階として設けることとされているため、これまでのマスタープランの4つの教職経験段階に、新たに「新規採用時」の段階を加える必要がある。

また、新たに加えることとなる「新規採用時」の段階は、大学と教育委員会との接続点という重要な意味を持つことから、新規採用教員に求める資質は、大学における教員養成の在り方と本県が求める教員像が適切に関連し合うよう、十分に調整する必要がある。